基調講演

「水を育む森林づくりのために ~費用負担のあり方について考える~」

京都大学大学院経済学研究科教授 植田 和弘 氏

ご紹介頂きました植田です。限られた時間ですのでお手元にレジュメのようなものを用意させて頂きました。全部は話せないと思いますので後のパネルディスカッションの討論と合わせてお話をさせて頂きます。大変時機にかなったシンポジウムだと思いました。それは県としてミネラルウォーター税をお考えになっているということがあるのでしょうけれども、水と森林の問題は決して山梨だけの問題ではありません。全国各地で類似の問題はたくさん起こっていると言っていいと思います。より広く水と森林どちらも環境でもあり、資源でもある。環境資源と呼んでもよい。そういうものと人間の社会がどういうふうに付き合っていくのかということは、世界各地で問題になっているものでありまして、その付き合い方というものをどういうふうにしていくか、それを考えるというのは今非常に大事になっていのではないかと思います。そういう意味で大事だと思うのですが、そこで私なりの水と森林というもの、今日どういう状況にあるのか、私が理解していることについて少し最初にお話させて頂きたいと思います。

実はそのことを考える時には、一つ非常に重要な用語・言葉がございます。世界的によ く使われている言葉になっておりますが、持続可能という言葉が使われています。サステ ナビリティー (Sustainability) というふうに言っておりますが、持続可能性という言葉 です。やはりこの問題は、水とか森林の問題を考える場合も私はたいへん大事ではないか、 なぜ大事と考えているかというのは後でお話ししたいと思うのですが、もともと水とか森 林は人間の社会とは関わりが非常に深いわけであります。この中で水と無縁に生きている という人がいましたら是非手を挙げて頂きたいわけですがいらっしゃらない。水は命の源 でありまして、水なくしては人間は生きてはいけません。ですから今世界で一番大きな問 題となっていることの一つは、安全で衛生的な水が飲めないという問題、このために子供 たちがたくさん亡くなっているというのが一つの現実であります。ですからどうやって安 全で衛生的な水を世界中の人々が確実に確保できるか。そういう状況を作るということは 世界的な課題であります。水というのはそういう決定的な要素を持っている。端的に言う と、ダイヤモンドなんか無くても生きていけますが、水が無ければ生きていけません。こ れは経済学ではよく出てくる問題なのです。水が無ければ生きていけないにも関わらずな ぜダイヤモンドの方が高いのかというちょっと面白い問題があります。つまり、ダイヤモ ンドなんかなくても生きていける、水がなければ生きていけない。にも関わらず価格は逆 を表している。水というのは決定的な重要性を持った物であります。ですから水と人間の 社会の付き合いはかなり深いものがありまして、歴史的にも非常に長く付き合ってきてい るというか、そういう面があります。

森林も同じようなところがありまして、山梨は県土の77.8%が森林だということで ございます。森林と山梨県の人々との関わりは非常に深いものがあったのだろうと思いま す。実はこういう環境であり資源である環境資源というのは、ある時期までは割と上手く 使われていた面があります。森林は典型的だと思いますが、林業という営み自身が森林を 継続的に人間の社会と関わっていくという環境資源としての森林と、地域の経済というの が上手く馴染むようにできていた時代というのがあるのです、一般的に申しますと。とこ ろが、だんだん林業が衰退をしていきました。私は山梨のことについて詳しくは知らない ので、山梨のことがどうなっているのかはわかりませんが、全国的な傾向としては、明ら かにそうです。だんだん林業が成り立たなくなっています。そうしますと環境資源、環境 資産と地域経済との関係がだんだん疎遠になっていくということを通じまして、環境資源、 環境資産の維持をするという仕事もだんだんできなくなっているという問題があります。 そのために環境資源、環境資産としての森林が持っていた、当時はあまり意識していなか ったかもしれませんが、大変重要な、よく公益的機能というふうに呼んでおります。この 公益的機能というものを維持管理していた、林業が自然に管理していた面もあるのです。 ところがその林業がなくなっていきますと維持管理を誰がするんだと、そういう問題が出 てきています。実際に維持管理する者がいないから公益的機能が壊れていく。こういう問

題が全国各地で起こっております。それは森林が衰退することがあるかもしれませんが、 森林の公益的機能は広く広がっていくものでありますので、下流の水に影響を与えたりだ とか、いろんな問題を持っています。ですからすごく大事な点なのですが、水と森を一体 として扱っているというのは大変意味があるわけです。つまりエコロジーなんてカタカナ を使うことがありますけれども、そういうものは切り離せないわけです。人間が勝手に切 り離しているだけでありまして、本当は切り離せないのです。にも関わらず行政部局は別 のところでやっている。これは、一つの切り離しですね。専門的な水は水担当がおりまし て、こっちは森林担当。それが一体となってやってくれたらいいのですが、そうでないよ うなことも起こりうる。あるいは企業の方も水だけのことを考えて水を使うという発想し かありませんので、あるいは別の場合は木を使うことしか発想がないので、そうするとそ れが水にどういう影響を与えるのか、森林にどういう影響を与えるのか、経済学では外部 性と呼んでおりますが、つまりある行為をすることが思わぬところに影響を与える。そう いう可能性というのは随分あるわけです。本当はエコロジカルな、一体性をトータルに管 理するというか、マネージするという発想が必要なのですが、それがある時期弱まったの だと思います。今改めてそういう認識が出てきているということだと思います。いろいろ ありますね全国的にも。気仙沼でしたか、森は海の恋人という運動がありますが、森林と いうのは海にも影響を与えているものです。漁師さんが植林をするという動きが出てきて います。典型的なものの一つだと言っていいと思うのですね。森林に関していえば、環境 資産、環境資源であるものと地域経済というものの一体的な保全をしながら利用していた わけでしょうけれども、そういうやり方というのがだんだんできなくなるので、そうする とこういった機能を意識的に保全するという問題が発生します。これをしないとならない ということが起こってくると思っています。森林は別の面も最近は注目されていまして、 ご存じだと思いますが地球温暖化問題との関連で、京都議定書が発効するということがロ シア政府が批准したものですから、より確実になったと思います。森林は吸収源としての 価値がありますので、今まであまり意識していなかったわけですけれども、そういう価値 もある意味では出てくるということもあるかもしれません。

水についてみても、水は実は多様な価値を持っているわけです。しかし、人間の社会は 非常に一般的に申しますと、多様な価値の一面しか使ってこなかったという面を持ってい ると思うのです。つまり、利水ということに、水を使うということに大変熱心でした。工 業用水とか農業用水とか、こういうことは大変熱心にやっていた。もう一つ治水というの は大事なものですから、これも取り組んできたわけです。しかし水はいろいろな面を持っ ていて、先程も申したように水は命の源ですので、子供たちは水遊びがすごく好きなので す。本来的に好きなのだと思います。だからよく親水と言います。水と親しむ。そういう 場が必要なのです。そういうものがだんだん無くなっていったのですね。また、別の意味 でも価値がありまして、保水とかウォーターフロントなんてカタカナで言う場合もありま すが、水辺の空間というのはすごく価値があります。このような面もあるのです。ですか ら本当に水というのは非常に多面的な価値を持っているのですが、それのごく一面を利用 するというか、そういうふうに使ってきた面があると思います。ですから、本当に水の大 切さ、水というのは、長らくタウシックというアメリカの20世紀初頭の最も有力な経済 学者ですが、この人の経済学の本では、これまで経済学が対象にしないものの代表として 水と空気をあげました。これは自由財 (free goods)。要するにただで無限に手に入るも のと、長らくそういうふうに考えていたのです。しかしタウシック先生はさすがに偉くて、 今はそうだけれども、将来はそうではなくなるかもしれないとちゃんと書いてあるのです。 今は水とか空気を自由財と言う人は少なくなりました。実際議論が始まっておりますが、 温暖化対策税ということで CO2 を排出することで課税されるということがもう現実のも のになっており、政府の税制調査会の議論になっております。あれは、大気を利用して CO2 を排出するのです。だからもし皆さんが空気を利用せずに、車を運転してくださいと言わ れても、できません。つまり排気ガスを出すには空気を利用しているのです。空気を利用しないで車を走らすことはできない。空気を利用しないでやろうと思ったら排気ガスを車の中に引き込まないとならないのですね。本当はそうしないといけないのかもしれない、本当に安全であったらそうしてもいいはずなんですね。これは外部性と先程言いましたが、問題を外に転嫁しているのです。我々は今申し上げたように、タウシック先生が言ったとおりで、水とか空気が自由財では無い時代に明らかに入っております。それに相応しい暮らし方とか、産業活動のあり方とか社会の仕組みとか、そういうものを考えないといけなかったのですが、なかなかそうならなかった。やっとそういうことを本格的にしていかなければいけない。だからこそ、一種の環境税のような議論が世界中でずっとされています。先程申し上げたような化石燃料を燃やして出てくる物質に対する課税、例えば CO2 とか。これは1990年にフィンランドで初めて税となりましたけれども、これはもうヨーロッパではかなりの国に導入されております。我が国もそろそろ導入という感じになってきているという状況があろうかと思います。

私は最初にサステナビリティという考え方が大事であると言いました。この言葉が有名 になりましたのは、ご存じの方も多いかと思いますが1987年に国連の環境と開発に関 する世界委員会と言いますが、通称はブルントラント委員会と言われていまして、ブルン トラントさんというノルウェーの女性の首相が委員長だったものですからそういう呼び方 をしています。これは日本が提唱して出来た委員会であります。ブルントラントさんはノ ルウェーの女性の首相ということで、大変著名な方ですが、その後もご存じの方もいらっ しゃると思いますが SARS の時に WHO の事務局長として出てこられた女性です。あの方 がブルントラントさんです。そのブルントラント委員会が1987年にレポートを出しま して、"Our Common Future"我ら共有の未来ということでしょうか、日本語訳は「地球 の未来を守るために」というふうになっております。そのレポートの中に、サステナブル ディベロップメント、この考え方を入れたのです。持続可能な発展という考え、これを入 れたのです。これが今、世界中で環境と開発、貧困の克服とかそういうことを考える時の キーワードになっているのです。この考え方の内容はいろいろなものを含んでいますので 今日ここで全面的に議論するわけにはいきませんけれども、最も重要なこととは何かと言 いますと、87年のレポートは80年のWorld Conservation Strategyといった世界保全 戦略という国際自然保護連合の出した宣言があるのですけれども、その宣言が一つのルー ツであります。これは国際自然保護連合というところが出したことでもわかりますように 自然の保護ということを言っているのです。自然保護連合の目的は自然保護です。しかし 自然を利用しないで生きていくことはできないわけです。先程の水の話でもそうです。皆 さんの中で私は自然と無関係に生きていると言う人がいたら手を挙げて欲しいです。あり えないですよね。皆さんの食べている食物は元々は自然から出てきたものです。あるいは、 皆さんが廃物を出したとしても、最後は自然に行くのです。そういう意味では自然と無関 係に生きて行くことはできない、自然を利用せざるを得ないわけです。しかし自然を保護 しなければならない。矛盾しているようですが、利用しながら保護する。保護しながら利 用する。そういうことをしていかなければならないのです。そのことを、サステナブルユ ースというふうに言いました。水も利用する、しかし、次の世代にもずっと続けられるよ うな使い方をする。それをサステナブルと言います。サステナブルな使い方をする。これ が大事なんです。使わないということではない。そういうことはできないわけですから。 同時にいくらでも使っていいというわけではない。保護しながら使わないと次の世代に対 する責任が果たせないわけです。我々が祖先から受け継いだ自然環境資産という資源を次 の世代に渡してあげないといけない。でも我々の世代も利用するわけです。ですから、利 用しながら保護する、そういう使い方の原則・ルール、これをサステナブルユースと言い ます。ですから、私の一つの結論的なことですが、水についてそういう何らかの仕組みを 作るというのは何の目的ですか、と聞かれたら、やはりサステナブルユースを実現する、

そのための仕組みづくりなのです。これは我々の世代の責任です。これをきちっとやる、 作るということは大事なことだと思うのです。

水も多面的な価値を持っていると申し上げました。ですからいろいろな使い方が可能で あります。どういうふうに使うか、水の持っている価値を最大限に生かすような使い方、 同時に将来の世代に、その水の可能性みたいなものを引きつけるような使い方、こういう ものをしなければならない。昔は、水はほとんど生活用と農業用でした。その頃も争いが ありました。水争いといわれる争いがありました。水というのはなかなか難しいものであ ります。ですから水をどういうふうに使うか、使っていくかということは、ある種の配分 システムの問題があります。これはすごく問題になりやすかったわけです。水がどう使え るかで収穫が全然違ってきたりするのです。だんだん工業用利用が出てまいりました。そ うしますと工業用利用は大量使用するという面があります。農業というのは土地に固着し ておりますから、ある種の限界を持っています、自然的限界を持っています。しかし工業 というのはそれを突破する面を持っています。ですから大量に使用するという面も持って いるわけです。ですから当然用途が競合するというか、水利用が競合するということが起 こってきます。それをどういうふうに調整するか、これは水利権の問題も絡みまして、大 変難しい問題をいろんな形ではらんだということかと思うのです。我々が水を使うという 時は、これは大事な点なのですが、確かに水を使うというのは量的に使っている面もある のですけれども、それの質を使っている面もあるのです。水を何トン使うというけれども、 使うと通常は質が劣化します。例えば、飲料に適した水は限られております。飲料に適し た水を工業用に使ったりしますと、その使った水はもう飲料にはできない場合もあります。 もちろん技術が高度化することによってそれを克服する可能性はゼロとは言いませんけれ ども、そういう面も持っております。ですから我々が水を使うという時は、量だけではな く、質の問題もきちっと頭に入れて使うということを考えるべきです。極端に言うと、水 を沢山使いました、しかし汚れました。けれどちゃんと量はありますよ。それを次の世代 に引き継いでいるから量的には大丈夫。これでは駄目なのです。やはり水としての質的な 価値を持っている、そういうものでないと駄目ということになります。ですから、私が今 申し上げたような意味でのサステナブルユース・持続可能な利用の仕方、これを実現する ための手段を、あるいはシステムを構築していくという課題に多くのところは直面してい るわけです。でも希望はあるかなと思えることは、こういう問題に気づく人がだんだん増 えてまいりました。

水とか森林に関わったいろいろな自発的な動きが全国的に起こってきています。それか ら、行政的にもそういう自発的な動きに関わって、ある時期行政が先導した面もあります。 和歌山県本宮町の中山町長さんが森林交付税というのを提唱したことがあります。つまり 国の責任で森林を保全せよと。先程言ったような環境資源・資産と地域経済との関係が切 れてしまっているので、意識的に保全するための費用が必要ですから、それを国税として 提案したことがあります。これは確か本にもなったと思います。それも一理あると思いま す。ただし最近の動きというと、むしろ水平的な連携が特徴ではないかと思います。国が どうというよりは上下流で連携するというような、下流の都市は、より良好な水をと考え るものですから、そうすると当然水源をさかのぼっていくということになります。そうす ると下流の地域が、上流の水源地域を保全することを連携して取り組まなければならない というような意識は割合出ております。後のパネルディスカッションの時に議論になると 思いますが、いろいろな仕組みも出来てきまして、これも一つの大きな特徴だと思います。 そのことと関わって費用を誰が負担するか、どのように負担するかというようなことがた いへん大きなテーマになっていまして、これも大きな特徴だと思います。ですから今日こ こで議論することは全国各地のいろんなところで、大なり小なりいろいろ議論している問 題だと言っていいと思います。

それを考えるときに一つの状況の変化がありました。それなりの大きな変化だと私は理

解しておりますが、それは何かと申しますと、今、地方環境税という言葉を言っても結構 通用するようになりました。ある時期は環境税という言葉も通じなかったのに、ましてや 地方環境税と言われても何のことかわからないことが多かった。地方環境税というのが現 実のものになってきたということが大きな変化だと言っていいと思います。地方の独自課 税を巡る一種の法的な環境が変わったわけです。これは大きな変化であったわけです。平 成12年4月地方分権一括法によって地方税法が改正されまして、法定外目的税の創設、 課税自主権の強化が図られました。皆さんアメリカなどに行かれるとすぐわかかると思い ますが、泊まるところによって税金が全然違います。それぞれが独自に課税しているので すね。課税権をはっきり持っている。政府というのは、何を持って政府というかというと きには、やはり課税権が一つある、自主的な。これが政府の基本ですね。ですからやっと 日本も、ちょっと変な言い方ですけれども、中央政府とは独自の政府としての地方政府で あるという言い方もできなくもない。そういうようにだんだんなってきたと言えるのです。 その背景はいろいろあると思います。これはあまり時間がないので申し上げませんが、や はり大きな背景としては、グローバリゼーションというようなことがありまして、グロー バリゼーションというのはいろいろな意味を持っておりますけれども、具体的には情報で、 インターネット社会という面がありますし、金融が統合してきている、一体化している。 要するに、地球的規模で一体化するということがグローバリゼーションなのです。情報と 金融ではわかりやすいのですが、もう一つ地域にとって大きな問題と私が思いますのは、 やはり生産施設の再配置のようなことが起こっているわけです。このグローバリゼーショ ンというのは、要するに垣根を低くしていっておりますので、そうなればなるほど例えば、 国と国の間の垣根ですとか、EU になりますと、EU 内部では通貨まで一緒にしてしまう ということですから。そのぐらいまで垣根を低くするということになりますと、企業は動 きやすくなるわけです。ですから、個々の企業にはどういうことがグローバリゼーション によって突きつけられているかというと、同じ物を作るのだったら安いところで作れと、 こういうことをいわれているのです。一番安いところで作れといわれるのです。今まで日 本のここで作っていました。なんでこんなに人件費の高いところで作っているのだと、中 国でつくったら十分の一ぐらいでできる。こういう話がされるわけです。誰も直接そんな ことは言ってはこないですけれども、価格がそういうことを教えるわけです。だからコス トの削減問題は大問題となっているわけです。ですので、日本の各地で今まであった工場 が中国の何処どこに行くという例が皆さんの近くにあると思います。そうしますと地域に とってはよく言われる産業の空洞化というのが問題になります。これは地域として自分た ちで仕事をつくったりしていかなければならない。そういうことを考えていかなければな らないようになりますので、地域という単位が重要になります。国のいうことをそのまま 実行していったら上手くいくような時代では全く無くなったと思います。そういう地域の 自分達の地域産業おこしとかいうようなことは、大変大事な問題になっています。だから、 環境政策上も全世界的な傾向なのですが、環境政策を実行することによって雇用が増える ような政策が考えていったりされています、実際に。そういうことの方が望ましいですね。 私は分権化ということもあるのですが、自治体の政策論が非常に重要になってきていると 思います。政策を進めていく、実行していく場合の財源という問題もありますし、それか ら政策の手段という問題もありますけれども、そういうことを進めるための可能性がこの 法改正によって十分とは言えないですけれども、ある程度やれるようになった。それを活 用する政策の構想力とか力量とかが自治体に問われるようになってきた。今まではできま せんでしたが、できる可能性が出てきたわけですから、どういうふうにやるかという問題 がたいへん大事になってきたと思います。内容的にはまだいろいろありますけれども時間 もございませんので、地方自治体が独自課税をするということが法的環境が変わることに よって、一定の可能性が出てきたという、そのことは実際にどういうふうにやるかという ことをそれぞれの担当のところに突きつけているというふうにも言えると思います。政策

構想力、形成能力というものが問われるようになってきているかと思います。その環境資源管理をしていくことは、今日の私の話から言えば持続可能な利用、サステナブルユースを実現しつつ、水とか森林とかという環境資源が持っている価値が最大限人間社会で活用される、これが最も望ましい使い方です。そういう使い方を実現する、そのための費用がかかるわけです。

ただその費用を誰が負担するのかという問題があります。これは原理的には大きくいえ ば三つの可能性があります。一つは1972年に OECD・経済協力開発機構が提唱して一 応確立したと言われている原因者負担と言っております。当時は汚染問題が大きかったわ けですから、日本でも公害と言っておりますが、そういうことがありまして、汚染者負担 の原則・Polluter Pays Principle という考え方ですね。レジュメでは4番です。こういう考え 方が、原因者負担というものです。もともとはこの考え方は、OECD の中の環境委員会で 出てきたものではありませんで、国際貿易に関わる委員会のところで最初に議論が進んだ ものです。そういう意味で国際貿易との関係で原因者負担とか汚染者負担とかいう考え方 が確立していったわけです。それがどういう経緯かと言いますと、実は当時の日本が対象 になったとも言われているのです。世界市場に同じような製品を輸出するマーケットに出 している企業がいくつかあったとします。それぞれの国で生産しているわけです。そうす ると国際貿易のルールというのはもちろん自由競争なのですけれども、自由競争は公正で ないといけない。これが一番重要な点です。環境問題との関わりでそれがどういう点で重 要かというと、例えばA、B、Cと三つ企業があった場合、BとCの企業は環境対策を自 前でちゃんとやっている。Aという企業は極端な場合、たれ流し。そうすると環境対策の 費用は要りません。そうすると製品価格が安くなります、その分費用が要らないから。そ うすると世界のマーケットの中で同じ品質の物が作られているとしたら、その分安いわけ ですからマーケットで勝ってしまう。同じ物だったら当然安い方が選ばれると考えます。 環境対策してないと安く出荷できるのですからそれで世界マーケットで勝ってしまう。し かし、これは公正な競争とは言えないです。だから汚染者は汚染、原因者は原因となる汚 染を防ぐための公害防止装置・公害防止対策をきちっととった上で競争しましょう。それ が公正な自由競争の原理に適う。これが、汚染者負担の原則・原因者負担の原則という考 え方です。この考え方はもともとは国際貿易上のルールとして出てくるものですけれども、 考え方がわかりやすいですよね。つまり、汚染の原因者は自分の汚染についてちゃんと自 分で対策をとって、その上で競争しましょうということですので、世の中の社会的公正感 といいますか、そういうものと合致したこともありまして、世界中に広がっていくわけで あります。ですから、今でも環境政策における費用負担の原理といいますと基本的にはこ れです、汚染者負担が原則。しかし、この原則が万能かと言われますと決して万能ではあ りません。なかなか難しい問題がいろいろ出てまいります。例えば国境を越えるような汚 染問題が世界的にいろいろ起こっているわけです。酸性雨が典型的なのですがカナダとア メリカの国境とか。あるいは、ヨーロッパでもよく起こります。東アジアでもあるのでは ないかと言われています。その論理的には、もちろん先進工業国の汚染が他の先進工業国 を汚染するとか、あるいは途上国を汚染するとかこういう場合があります。これは、当然 原因者負担です。しかし、逆もあります。発展途上国の経済活動が先進工業国を汚染する ということもありえます。そういう時に途上国が負担すべきだという、これは汚染者負担 の原則ですね。しかしそれでいいかというと議論になります。なぜかというと、先進工業 国もその経済発展の段階で何の対策もとっていなかったのですね、昔は。自分たちが一定 の水準に達してその対策をとるようになったその立場から早くからとれと言うわけですか ら、これは果たして正当な議論と言えるのかどうか、これはなかなか難しい問題です。つ まり、発展途上の国々にもある種の発展権というようなものがあるはずだと、こういう考 え方もあるかもしれません。これは、一つのexampleです。川の上下流でいうと、例えば 琵琶湖淀川水系、仮の話ですよ。琵琶湖というのは、mother lakeと言いまして、琵琶湖

があるというのはたいへん大きな意味をもっているので、合成洗剤を使わないでいようと いう運動が以前ありました。それは防止条例などの形で一定の成果をあげたと思います。 それをちょっと抽象化して考えてみますと、琵琶湖が汚れてくると、それに伴って下流も 汚れてくる。というのは琵琶湖の水を京都が一度使って、それで使った残りが淀川に戻っ てそれをまた大阪で使うと確かこういうふうになっていると思うのです。ですから上流が 汚れてくると下流にはすごい影響を与える。その時にですね、上流で汚しているのだから、 上流で負担をして対策をとれと、そういうふうにだけ言っていいのかという問題になりま す。そのときの考え方をどういうふうに考えるか、上下流で話し合って決めたらいいと考 えるかもしれませんが、ここで費用負担の原則を適用してみたらどのようになるのか考え ます。汚染者負担というのを適用すると、とにかく汚染している者が負担するという考え 方ですから、上流が負担するということになります。しかし、上流が負担するという時に、 今申し上げた合成洗剤を使わずに粉石鹸を使う。当時は今ほど粉石鹸の質が良くありませ んでしたので、粉石鹸を使うということはいろいろな意味で、手間とか汚れが十分落ちる かということで逆にコストがすごくかかるわけです。そこで、ここからが大切な点ですけ れども、下流の地域の人々も上流の人たちがする手間と同じ事をもし既にしているのだっ たら、当然上流もやるべきです。しかし、下流の人たちが全くしていないことを上流の人 たちに要求するということになりますと、これは上流の人がやらないといけないのか、と いう問題になります。実はよく似たことがドイツで起こったのです。ドイツの農業地域で、 農業というのは実は一方で日本の水田のように国土保全機能がかなり高いという面もあり ますが、もう一方では農薬とか肥料をすごく使うという農業が工業化しますと、すごく汚 染源になる。これはヨーロッパでは大きな問題になっております。あるドイツの州はその 農業生産者に対して、農薬肥料を使わないようにという規制をすることになったのです。 農薬肥料を使わないと当時は収量がかなり落ちます。収量が落ちるということは農業生産 者にとっては大きなコストでありますけれども、そのコストは汚染者負担の原則からいえ ば汚染者が負担すべきだったのです。農業事業者がするべき負担だということになります。 しかしドイツのその州はそうしませんでした。どうしたかというと、農薬とか肥料を使わ ないということによってどういう効果があったかというと、そのことによって水がきれい になったのです。水がきれいになるという受益があるわけです。ですから、その受益者か らお金を取って、それを上流の農業事業者の収量が落ちることを補填するという使い方を しました。そうするとこれは確かに環境対策をしているのですけれども、その費用は汚染 者である農業事業者が負担しているわけではなくて、下流で便益を受けた水利用者が負担 している、一種の受益者負担であります。ですので、環境資源管理に関わる費用負担の二 つ目の原則は受益者負担という考え方が成立しうるのです。何かをすることによって環境 が良くなった、それは一種の受益でありますから、受益者がその費用について負担する。 そういうことは、あり得る話です。そうすると、お分かりのようにどういう場合に、汚染 者負担・原因者負担の原則が適用されて、どういう場合に受益者負担の原則が適用される べきか、こういう問題が発生します。これは是非議論すべき面白い大変重要なテーマでご ざいます。もう一つ、費用負担の原則としては、今申し上げた原因者だとか受益者という のはある行為に伴って原因を作り出している者、あるいはその行為に伴って便益を受ける 人、より直接的に関係を言っているわけですが、環境資源管理のための仕事が、公的な仕 事として行われる。ちょっと事例が違いますけれども、例えば、ある町の環境改善のため に公園を整備する。その公園は税でやりましょう。税でやっているところは多いと思いま す。それは納税者が共同で負担する。そういう場合があってよいわけです。ですので、環 境資源管理に関わって、どういう利用負担の原則があるかという問題は、実は三通りあり えまして、原因者負担という考え方の適用もありえるし、受益者負担という考え方の適用 もありえるし、納税者が共同で負担するという場合もありえるということです。実はこう いう環境資源管理という問題を意識して、かつそれを費用負担と結びつけて議論する。こ

ういう議論が始まったのはごく最近のことです。最初に申し上げたようにそんなことを考えなくても、自然にまわっていたのですからね。しかしそうでは無くなったので、改めて考えていかなければならなくなった。もちろん昔にはそういうことはあったかもしれません。例えば水利組合みたいなものが、ある種の費用負担の仕組みを持っていたのかもしれませんし、いろいろ参考になるものがあるのかもしれません。大いに発掘して、考えていくべきだと思うのですけれども、原理的に三つ申し上げたような費用負担の仕組みというのがありえて、どういう環境資源のどういう管理の仕組みについては、どういう費用負担で望むべきかというようなことを明確にするという課題が今私たちの前にあるのではないのかと思う次第であります。そういうことを踏まえた上で、水とか森林という環境資源管理をどういう仕組みでやっていくかということが問題となります。

ここで地方環境税という話についてもう一度確認しておきたいのですが、実は環境税と いうのは通常の税と少し違っております。通常、税というのは何か別途やることが何処か で決まっています。所得税などが典型的ですね。これは国なら国あるいは県とかそれぞれ のところで、別途歳出項目というのがあるわけです。その主要な財源として調達されてい るという性格のものですね。でも環境税というのは、そういうところから出発した税では ありません。1920年にピグーという人がケンブリッジ大学の先生だった人ですが、1 920年にウエルフェアエコノミックス (Welfare economics) という福祉をいかにした ら向上できるかという経済学ですが、これを厚生経済学というものですが、「厚生経済学」 というその本の中で最初に定式化したと言われております。私も何度も読んでみましたけ れども、さすがに古典として残るだけの偉い人だなと思います。1920年です、もうす でにその頃そういう問題を扱うべきことは起こっているのです。多くの人があまり意識し なかったのですけれども、すでに起こっていまして、本の中にどういうことが書いてある かというと、鉄道が石炭を燃やしていたのですが、火の粉が飛びまして、火の粉が飛ぶこ とによって、森林とか畑とかに随分被害があったのです。あるいは住宅街に工場が突然立 地しまして、それが騒音だとかいろいろな害をもたらすということがその頃すでに起こっ ていたのです。しかし私が感心したのは、そういう被害が起こっていると気づいた人はも ちろんいたと思うのですけれども、このピグーという人は、それが経済問題だと理解した のです。どういう経済問題だと理解したかというと、工場が勘定している費用とですね、 社会が負担している費用が乖離していると理解しているのです。工場は当然経済計算をし て自分の費用を計算しているわけです。しかし、火の粉が飛んでいろいろ害があるわけで、 こちらは社会が負担している費用なのです。この費用は、工場の計算している私的な費用 には入っていないのです。費用不払いなのです。本当はその生産活動なりがもたらした費 用を全部勘定に入れたら、実は生産にかかる費用というのはもっと高い。ところが、その 費用を勘定していないものですから、かなり低くなっているわけです。ですから過剰にな ってしまう。水もそういうことかもしれません。そういう面もあるのですね。水をただの ように汲み上げている。もうその大量に汲み上げているということが社会にとって大変大 きな問題なのかもしれません。ある種のリスクを将来世代に与えているのかもしれません。 そうすると、その差というのは負担しなければなりません。そこを、私的な費用と社会的 な費用の乖離を穴埋めするというのが環境税の最初の発想なのです。ですから、環境税と いうのは最初から政策的な意味で出てきました。財源をとるために出てきたわけでは無い のです。政策的な意味で出てきた。一言で言うと、環境税というのは、環境的な目的があ ってその目的を実現するために租税を政策の手段で活用するということです。ですから、 租税政策手段になります。そういう面を持っています。しかし、租税政策手段ですから、 具体的にいうと何らかの対策を取らせる動機を与えるような、これは汚染物質を出してか ら公害防止装置を付けるとか、あるいは生産設備を改良してもっと能率よく浪費しないよ うな生産設備に変えさせるとか、そういう動機を制度的に作り出すというのが環境税の一 つの大きな目的です。だから、資源を自由材的に考えられていると大量に使ってしまうの

です。それをもっと節約する動機を与える。そういう意味合いをもっているのです。しか し同時に、そうは言っても環境税は税でありますのでやっぱり財源も入ってまいります。 これも大事な点です。このことがすごく意識されるようになったのは、実は先ほどお話し ました温暖化対策税、世界的では炭素税と呼ばれていますが、それが現実になってきてか らです。というのは、炭素税というのはエネルギー使用に課税されますので、かなり低い 税率でも非常に多額な税収が上がるわけです。税収をどう使うかという問題がすごく意識 されるようになったのは90年代です。そういう観点で見直してみると、確かに環境税と いうのはそもそも二重の性格を持っています。二重の性格というのは、一方である政策目 的を達成するための租税政策の手段であるという面を一つ持っているのですが、同時にそ れは財源調達なのです。ですから財源調達の根拠というのは、調達した財源をその政策目 的のために活用するということがある。だからある環境政策を実施しないといけない、そ うするとその実施するための財源というのは、環境政策を実施しないといけないという事 情を作り出した、あるいは便益を受けているその利用度とか受益度に応じて負担してもら うという考え方があってもいいのではないかと思います。そういう意味で、地方政府が主 体となった環境税というのは今申し上げたような二重の性格を合わせ持った税というふう にいえるかと思います。ですからそれは今の私の話の文脈からいえば、水とか森林のサス テナブルユースを実現するために、政策的な手段としての意味合いと同時に、それで調達 した財源でサステナブルユースを実現できるような施策に投じるというような意味合いで 考えれば、一応理論的には明快な水とか森林という環境資源を管理するための地方環境税 ということになるのではないかと。ただ、今お話ししてきたことはどちらかというと理論 的に原則的な話です。税金の難しい所だと思う点は、税金は実際に実行できるかどうかと いう実務面、税務行政というのがあります。これを合わせて考える必要があります。これ はむしろ会場に来ておられる方の方がお詳しいと思うので、また後で考えてみないといけ ない。

環境税というのはやや大きな言い方をすると、環境政策上効果がありますかという問題 と、租税原則上、原則に適った税ですかということを合わせ持たないといけない。このよ うな二重の点を合わせ持ったそういう税でないといけないと思います。この観点からいろ いろ議論をしてみるということが今後求められてくるのではないのかと思います。かつ、 先程申し上げた税務行政上の問題を合わせて考えていく、こういうことになります。全国 各地でいろいろ試みはありまして、名前はいろいろです。森林環境税と呼んでみたり、水 源なんとか税と呼んでみたりといろいろ出てきております。それぞれの地域の事情もあり ますので、どういう構図がきちっと当てはまる状況にあるのかないのかをきちっと考えて みる必要があると思います。その場合一つだけ私は提示しておきたいと思うのが、参加型 税制というふうに呼んでいるのですが、私はこの環境資源としての森林とか水というのを 誰が一体守っていくというか、サステナブルユースを実現させていくのかという場合に、 これは行政だけの仕事だけではなく、行政の役割は大変大きいと思いますが、多くの人が 森林や水に関心を持たなくなると、これはやはり駄目ではないかと思います。ですから、 税制の問題を考える時も多くの人々が森林とか水のサステナブルユース、あるいはサステ ナブルなマネージメントの過程に関わるというプロセスをどのように作っておくか、とい うことがやはり私は大事な問題ではないかと思います。税がそういう意味で、二重の性格 を持っているということであると同時に、税というのはそれぞれの納税者なり、あるいは その自治の財政的な基盤になるわけです。ですからそれぞれの環境資源というものをどの ように管理していくか、その税はどのように活用されるべきか、というようなことについ てできるだけ多くの県民がそのプロセスに関われるようなそういうプロセスを作っておく ということは、実際に森林とか水という環境資源をきちっと管理するシステムをつくると いう面でも大変大事だと思いますし、一種の意識啓発を含めた位置づけができるのではな いかと思います。という意味でその参加型税制という問題、これはもともと森林とか水と

かはみんなが関わる環境資源であるということを考えますとやはりそういうことを考えておく必要があると思います。

最後はミネラルウォーター税を巡る論点というのは、これは独自の論点がいろいろあると思います。今日私が話したことはどちらかというと、原理原則的な点から環境資源管理と費用負担を巡ってどういう考え方があるかということでして、これは一つの指針にはなるかと思います。それを基に現実の山梨でどういう税を考えていくか、ということを議論できたらありがたいと思っております。私の話はこれで終わります。どうもありがとうございました。